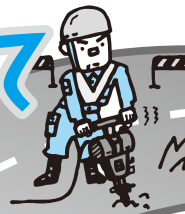


狭い道路を広げて 安全で快適な まちづくり



皆さんの住んでいる地域の生活道路は、災害が起きたときに消防車や救急車などの緊急車両が通行できる幅はありますか。

狭い道路（狭あい道路）はこうした活動の妨げとなるだけでなく、日常の交通や日当たり、風通しなどの生活環境の面からも多くの問題を抱えています。

本市では、これらの狭い道路を、市民の皆さんが住宅などの新築や増改築をする際に整備し、将来に向けて災害に強く、安心して住むことができるまちづくりを進めています。

☎建築指導課 ☎(632)2557

安全で快適な 生活道路のための 狭あい道路拡幅整備

狭あい道路拡幅整備は、後退した部分（後退用地）を建築主や土地所有者から寄付または使用貸借の承諾をいただき、市が舗装などの整備をして道路を広げる事業です。

建物を建築する場合 道路の幅は 4 m以上必要です

ページ番号
1005902

建築基準法では、幅4 m以上の道路に接した敷地でなければ建物を建てることのできないと定められています。

ただし、4 m未満の道路でも、都市計画区域の指定がされたときに、現に建物が立ち並び、市が指定した道路（建築基準法第42条第2項道路）に接している敷地の場合には、道路の中心線から2 m後退すれば建築することができます。

この場合、新築・増改築の建物はもちろん、後退に支障となる門・塀・植栽などの障害物も、この後退線ま

で後退していただきます（下の図1）。また、幅4 m未満の道路で、片側が川や崖地などの場合は、道路を含めて4 mの線まで後退しなければなりません（下の図2）。4 m未満の道路に接した敷地に建築計画のある人は、建築指導課へご相談ください。

なお、下の図の後退用地（斜線部分）は、建物を建てる時の敷地面積に算入されません。

事業への協力は 報奨金などの特典も

■後退用地を寄付していただいた場合

▽後退用地などの測量や分筆に直接要した費用について、助成金を交付します。

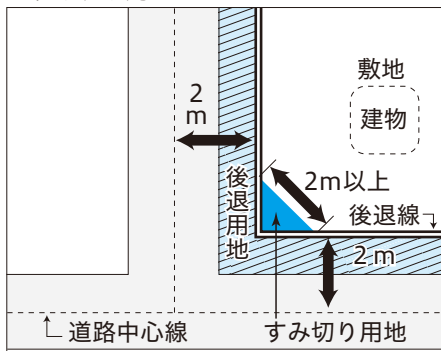
▽すみ切り用地（下の図3）を寄付した場合は、報奨金を交付します。

寄付要件がありますので、ご相談ください。

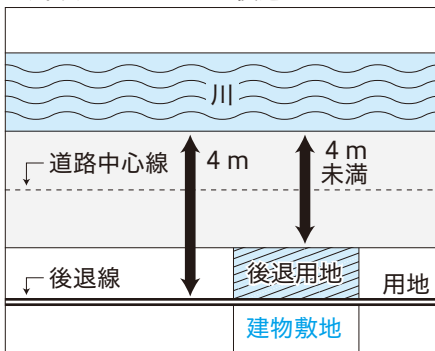
■後退用地の使用に同意していただいた場合

▽市で舗装などの整備をした後、後退用地の固定資産税、都市計画税の免除の手續きを行います。

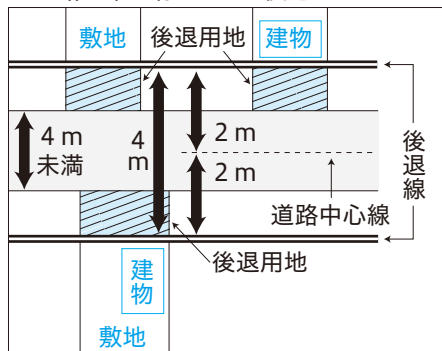
3 すみ切り用地



2 川や崖地などは4m後退



1 道路の中心線から2m後退



◎中小企業の再生に向けた取り組み支援 県中小企業再生支援協議会では、事業の収益性はあるが、財政上の問題を抱えている中小企業を対象に、経営相談・再生支援を行っています。申し込み方法など、詳しくは、県中小企業再生支援協議会 ☎(610)4110へ。